

○吹田市個人情報の保護に関する法律施行条例

令和4年12月28日条例第36号

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法の例による。

(開示決定等の期限)

第3条 本市の機関（議会を除く。以下同じ。）についての法第83条の規定の適用については、同条第1項中「30日」とあるのは「14日」と、同条第2項中「30日」とあるのは「15日」とする。

(開示決定等の期限の特例)

第4条 本市の機関についての法第84条の規定の適用については、同条中「60日」とあるのは、「29日」とする。

(費用負担)

第5条 保有個人情報の開示を受ける者は、法第87条第1項の規定による写しの交付等を受けるときは、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(手数料)

第6条 法第89条第2項の条例で定める額は、0円とする。

(訂正請求権)

第7条 本市の保有個人情報についての法第90条第1項の規定の適用については、同項中「保有個人情報（次に掲げるものに限る。第98条第1項において同じ。）」とあるのは、「保有個人情報」とする。

2 本市の機関に対する訂正請求については、法第90条第3項の規定は、適用しない。

(訂正請求の手続)

第8条 本市の機関に対する訂正請求についての法第91条第1項の規定の適用については、同項第2号中「訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報」とあるのは、「訂正請求に係る保有個人情報」とする。

(訂正決定等の期限)

第9条 本市の機関についての法第94条の規定の適用については、同条第1項中「30日」とあるの

は「29日」と、同条第2項中「30日」とあるのは「15日」とする。

（利用停止請求権）

第10条 本市の機関に対する利用停止請求については、法第98条第3項の規定は、適用しない。

（利用停止請求の手続）

第11条 本市の機関に対する利用停止請求についての法第99条第1項の規定の適用については、同項第2号中「利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報」とあるのは、「利用停止請求に係る保有個人情報」とする。

（利用停止決定等の期限）

第12条 本市の機関についての法第102条の規定の適用については、同条第1項中「30日」とあるのは「29日」と、同条第2項中「30日」とあるのは「15日」とする。

（審査会の調査権限）

第13条 吹田市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）は、必要があると認めるときは、法第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項の規定により審査会に諮問した機関等（以下この条において「諮問機関等」という。）に対し、保有個人情報（開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報に限る。以下この条において同じ。）の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求めることができない。

2 審査会は、必要があると認めるときは、諮問機関等に対し、保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

3 諮問機関等は、審査会から前2項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

（調査審議手続の非公開）

第14条 審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。

（個人情報保護審議会）

第15条 本市に、市長の附属機関として、吹田市個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、本市の機関及び議会の議長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、答申するものとする。

（1） 法第66条第1項及び吹田市議会個人情報保護条例（令和5年吹田市条例第1号）第9条第1項の安全管理措置の基準の策定に関すること。

(2) この条例及び吹田市議会個人情報保護条例の改正に関すること。

(3) 本市の機関及び議会における個人情報の取扱いに係る運用上の基準の策定に関すること。

3 審議会は、委員11人以内で組織する。

4 委員は、学識経験者、事業者、市民及び市内の公共的団体の代表者のうちから市長が委嘱する。

5 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

6 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(運用状況の公表)

第16条 市長は、毎年度1回、法及びこの条例による個人情報保護制度の運用状況を取りまとめ、これを公表しなければならない。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、法の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(以下省略)

附 則 (令和5年3月31日条例第13号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。